

92

176

此ノ案此ノ要求ヲ提出スルニ付テハ一方
犠牲者ヲ出カスルコト

日本電線製造株式會社尼崎工場 (島神)

要求案ノ限 (古言)

解決案ノ限

工場長會ノ議ヲ以テ提出スルニ付
拒絶セリ

一、横断的組合ニ加入スルコト

二、従来ノ保正歩合ニ歩ヲ本給ニ據ルコト

三、保正歩合ニ歩ヲ保正シテ日法一割五分ヲ
據上ケスルコト

四、將子ノ専業上解解雇者ヲ出サセヤ

解雇スルコト其日時多數ヲ明カスルコト

五、右四條ハ三日以内ニ之ヲ為スコト

(以上各月三十日申提)

十日

財團